

## ～ 主な指標・指数の説明 ～

### ◇財政力指数◇

地方公共団体の財政力を表す指数。

指数が1に近いほど財源に余裕があるといえる。

指数が1を超えた団体は、地方交付税の不交付団体となるが、その超えた分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことが可能となる。

### ◇経常収支比率◇

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断する指数。

人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税を中心とする経常的な一般財源がどの程度充当されているかを示す。

この比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを示す。

### ◇将来負担比率◇

地方自治体の実質的な負債（将来負担額）がどれだけの重みがあるかを表す指数。

地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することとなる将来負担額から、これに充てることができる基金等を控除した額が、標準財政規模等に対して占めているかを示す。

指数が350%を超えると、早期の健全化を要する団体と位置づけられることになり、『早期健全化計画』を策定しなければならない。

### ◇実質公債費比率◇

その年度の歳出の中で、過去の借金の返済（実質的な公債費等）がどの程度の大きさを表す指数。

地方税や普通交付税のように用途が限定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、実質的な公債費等に充当されたものの占める割合の過去3か年間の平均値で示す。

指数が18%を超えると、地方債の発行に許可が必要となり、25%を超えると、財政の健全化を要する団体と位置づけられ、『財政健全化計画』を策定しなければならない。

### ◇ラスパイレス指数◇

職員の給与水準を比較するための指数。

地方公共団体の職員構成が、国家公務員行政職（一）職員と同じ職員構成であると仮定した場合の給与総額の比較をパーセンテージ（%）で示す。